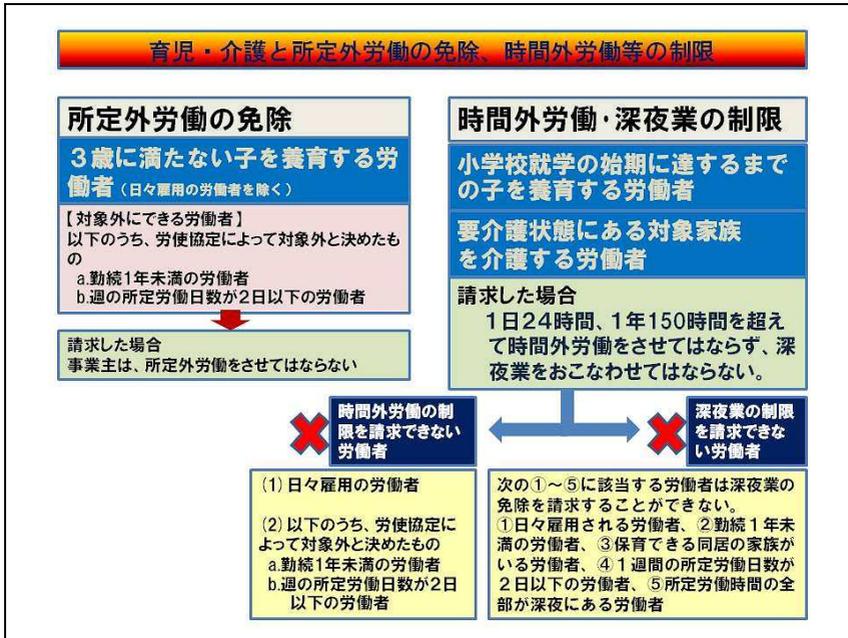


6-12 所定外労働の免除、時間外労働・深夜業の制限



育児と所定外労働の免除(*1)

労働者(日々雇用される者を除く)が、その3歳に満たない子を養育するために請求した場合においては、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない(16条の8)。

育児と時間外労働・深夜業の制限(*2)

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が請求したときは、一日24時間、一年150時間を超えて時間外労働をさせてはならず、また、深夜業を行わせてはならない(17条1項)。

介護と時間外労働・深夜業の制限(*3)

要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求したときは、一日24時間、一年150時間を超えて時間外労働をさせてはならず、また、深夜業を行わせてはならない(18条1項)。

(*1) 労使協定によって、一定の労働者について所定外労働の免除制度の対象から外すことができる。
 (*2, 3) 一定の範囲の労働者は、法律によって制度の対象から外されていること。
 (注) 開始日の1か月前までに原則として書面等で請求を行う。請求回数に制限はない。